

「滋賀県消費者基本計画（第4次）」（案）について

1 趣旨

県では、県民の消費生活の安定および向上を図るため、消費者基本計画（第3次）に基づき、「安全・安心な消費生活の確保」、「『自ら考え行動する』消費者になるための支援」、「消費者被害の防止と救済」の3つの基本方針のもと、それぞれの方針ごとに重点施策を定め、取組を進めてきました。

しかしながら、高齢者の消費生活相談件数の増加や、高度情報通信社会の進展、経済のグローバル化などにより、消費生活をめぐる状況は大きく変化してきました。

さらに、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年者への消費者教育の充実が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応した消費者政策をさらに推進していくため、消費者基本計画を改定します。

2 計画の位置付け

- 滋賀県消費生活条例第7条の2の規定に基づき、消費者の視点に立った消費者施策を計画的・総合的に推進するための計画
- 消費者教育の推進に関する法律第10条に規定される「滋賀県消費者教育推進計画」
- 消費者庁の「消費者基本計画」や県の他の関連計画と整合性を図った計画

3 これまでの計画

第1次計画 平成18年度から平成22年度まで（平成18年8月～）

第2次計画 平成23年度から平成27年度まで（平成23年9月～）

第3次計画 平成28年度から令和2年度まで（平成28年4月～）

4 計画の期間

第4次計画 令和3年度から令和7年度まで

5 審議の経過

令和2年6月	第61回消費生活審議会（第3次計画の総括）
令和2年9月	第62回消費生活審議会（諮問、骨子案）
令和2年10月	総務・企画常任委員会報告
令和2年11月	第63回消費生活審議会（素案）
令和2年12月	総務・企画常任委員会報告
令和3年1月	第64回消費生活審議会（答申案）
令和3年2月	答申
令和3年3月～4月	県民政策コメント（パブリックコメント）の実施
令和3年6月	消費生活審議会委員へ報告
令和3年7月	総務・企画・公室常任委員会報告

6 計画改定のポイント

(1) S D G s 達成への貢献

計画の基本的な考え方には S D G s の達成を目指すことを掲げた。

(2) 消費者施策推進の基本方針

目指す姿を「みんなで学び、つくる 滋賀の消費者安全・安心社会」とし、基本方針は次のとおり第3次計画を引き継ぐこととした。

- ・ 基本方針 I 安全・安心な消費生活の確保
- ・ 基本方針 II 「自ら考え行動する」消費者になるための支援
- ・ 基本方針 III 消費者被害の防止と救済

(3) より重点的に取り組む項目

消費者を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題を踏まえ、次の項目について拡充を図ることとした。

災害発生・感染症拡大等緊急時の情報発信・啓発

- ・ 災害や感染症拡大によるトラブルに対応した啓発を行い、消費者の不安を取り除くことや、商品の品薄等に対する冷静な消費行動への呼びかけに努める。

インターネット等に関連する消費者行動への対応

- ・ インターネットに関連した消費者トラブルについて情報発信・啓発を行い、トラブルの未然防止に努める。
- ・ キャッシュレス決済など新たな決済方法に関して、消費者の年齢や特性に応じた方法を用いてメリットと併せてリスクについて啓発を行う。

若年者向け消費者教育の強化

- ・ 令和4年4月の成年年齢引下げを見据え、教育委員会や学校現場などと連携し若年者向け消費者教育を推進する。

持続可能な社会を目指した消費者行動の推進

- ・ 多様な主体と連携して、エシカル消費の推進や「しがCO₂ネットゼロ」の実現に向けた取組など環境に配慮した消費者行動を推進し、持続可能な社会を目指す。

(4) 計画における指標の目標の設定

「消費者教育教材『社会への扉』等を活用した、実践的な消費者教育を実施する高等学校（特別支援学校の高等部を含む）の割合」等、12の指標を設定した。